

令和元年第 12 回農業委員会総会議事録

令和元年 11 月 29 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年 11 月 29 日 (金)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 73 号 農地法第 3 条許可について

議案第 74 号 農地法第 4 条許可について

議案第 75 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 76 号 農地法第 5 条許可について

議案第 77 号 非農地証明について

議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 79 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

[報 告]

報告第 68 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 69 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 70 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 71 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 72 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 73 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	10 番 長 友 紘 子
12 番 川 越 正 彦	13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信
15 番 小 倉 俊 博	16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之
18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美
24 番 小 玉 利 光		

5. 欠席委員

9 番 松 田 実	11 番 川 崎 正 信
-----------	--------------

6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

農政企画課

農地政策係主査	椎 葉 智 洋
農地政策係主任主事	藏 田 雄 一

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 川崎 和久 

委員 片上 英行 

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越正彦） 本日は、松田会長が公務で欠席のため、会長代理の私、川越が議長を務めさせていただきます。

これより令和元年第 12 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 番松田実委員、11 番川崎正信委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8 番川崎和久委員、16 番片上英行委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

議案第 73 号農地法第 3 条許可については 9 件、議案第 74 号農地法第 4 条許可については 4 件、議案第 75 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 1 件、議案第 76 号農地法第 5 条許可については 26 件、議案第 77 号非農地証明については 2 件、議案第 78 号農用地利用集積計画の決定については 190 件、議案第 79 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取については 8 件、以上、審議件数は 240 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、55 万 5,150.42 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、51 万 9,885.42 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越正彦） これより議案審議に入ります。

議案第 73 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第3条許可について説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの155番、2ページの159番、3ページの162番が該当しますが、155番、159番は売買価格が地域の相場より低かったことから、162番は売買価格が地域の相場より高かったことから、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号155をごらんください。

受人の経営面積は3,948平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,565平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの161番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号161をごらんください。

本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する案件です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人としてさまざまな要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐ

に賃借契約を解除して農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。

この解除条件付賃借許可の場合、下限面積などの要件に加えまして、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

受人はこれまでも、解除条件付の賃借許可を受け、営農しており、法で定められた報告書の提出等も行っており、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号162をごらんください。

本案件は、認定新規就農者による申請です。受人は、平成29年7月に青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者です。当該認定を受け、申請地に賃借権を設定し、施設キュウリの栽培を行っておりましたが、今般申請地を購入することとなり、本申請に至ったものです。

なお、本申請後の総経営面積は3,536平方メートルと5,000平方メートルを下回っておりますが、権利取得後における耕作の内容が花卉や野菜などの栽培であり、かつその経営がハウス園芸など集約的に行われるものであると認められる場合は、5,000平方メートルに達しなくても権利取得を認め得るとされていることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 74 号農地法第 4 条許可について、4 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 4 条許可について御説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、番号 52、54 につきまして、農地法の許可を得ず、申請地を資材置場や住宅用地などとして利用していたことから、始末書付の案件となっておりますが、立地基準、一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 75 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について、5 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が

変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 15 をごらんください。

15 番の承継人は、岡山県玉野市に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。被承継人は、太陽光発電施設の設置をするため、転用許可を受けましたが、経営状態が変わり、承継人に事業譲渡を行ったことから、今回、転用実行者を承継人に変更し、申請に至ったものです。

なお、転用申請については、13 ページの議案第 76 号 285 番で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 76 号農地法第 5 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 5 条許可について御説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 261 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の農家 2 名、受人は宮崎市清武町に本拠を置く砂利の採取・販売などを行う法人です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。

1 ページに位置図を、2 ページに航空写真を、3 ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字島之内にあります宮崎大学農学部住吉牧場から東に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地が良質な砂地であることから、砂利採取を目的として一時利用したく本申請に及んだものです。なお、平成 31 年 1 月 15 日付で、令和 2 年 1 月 14 日を期限とし、同内容で一時転用許可を受けておりますが、10475 番 3 の事業が一部完了しなかったことから、再度 1 年間、10471 番 1 の一部、10474 番 2 の一部、10475 番 2 の一部を新たに追加し、一時転用の申請を行うものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、雨水は地下浸透により処理し、隣接農地との境界から十分に保安距離を設けることから、周辺農地への影響はないものと思われます。採取場の周囲には防護柵を設け、ほこりなどがある場合は水を散布するなどの環境対策を適正に行う計画となっており、隣接地の所有者等からも同意を得ております。

なお、関連法令である砂利採取法に基づく許可申請が工業政策課へ提出されており、また、確約書にて、砂利採取後に農地へ復旧することを確認しております。

以上、立地基準、一般基準を満たしていることから、議案として上程しております。次に、番号 262 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町内山在住の農家、受人は宮崎市橘通西 4 丁目に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人でございます。申請地は、宮崎市高岡町上倉永にあります、柞木橋環境衛生センター跡地から南東に約 700 メートルの場所に位置する土地です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」をごらんください。

4 ページに位置図、5 ページに航空写真、6 ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2

種農地」となっております。申請地の周囲にはフェンスを設置し、雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、本申請により設定される権利は地上権となっておりますが、地上権とは、他人の土地において工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する権利です。他人の土地を利用するという点では賃借権と同じですが、権利の強弱という点で違いがあります。例えば、登記において、賃借権を登記するには、土地所有者の承諾が必要ですが、所有者側に登記に応じる義務はありません。対して地上権は、土地所有者は登記に応じる義務があります。権利を譲渡する場合、賃借権は土地所有者の承諾が必要になりますが、地上権は承諾不要です。つまり、賃借権は土地所有者の承諾を得て土地を間接的に支配する権利であるのに対し、地上権は土地を直接的に支配できる強い権利という違いがあります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号263をごらんください。

申請人のうち、渡人は綾町大字南俣在住の個人、受人は宮崎市大字浮田在住の個人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」をごらんください。

申請地は、宮崎市高岡町五町にあります旧ジェイズカントリークラブから北東に約900メートルの場所に位置する土地です。

7ページに位置図、8ページに航空写真、9ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

本案件は、申請地に植林をするため、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっております。申請地は山林に囲まれており、農地への影響はないものと思われます。また、渡人が農地法の許可を得ずに植林し、伐採しており、始末書付の案件となっておりますが、立地基準、一般基準等を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

番号 264 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の個人、受人は宮崎市大字瓜生野に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字芳士にあります宮崎市立住吉南小学校から南西に約 1.2 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市上下水道局発注の配水管布設替工事に伴う「露天資材置場など」として一時利用することから、申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域」及び「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、8 ページの番号 267、269、9 ページの番号 270、271、272 がございます。

番号 265 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原在住の農家、受人は宮崎市新別府町に本拠を置く米穀業などを営む法人です。申請地は、宮崎市阿波岐原にありますシーガイアテニスクラブから北西に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に米の集出荷場の拡張及び農業用倉庫を建設したく申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の用途区分を農用地から農業用施設用地に変更しており、

不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当します。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また雑排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。

番号 266 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の個人、受人は宮崎市大島町在住の農家でございます。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎市立宮崎東小学校から北東に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農家住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページから 10 ページの 272 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページから 12 ページの 279 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○21 番 (中村委員) 先ほどから一時転用の申請が出ているのですが、一時転用は終わった後に農地に戻すというのが基本で、これをされていない場合の罰則規定などはあるのでしょうか。

○事務局 (稗苗) 一時転用につきましては、当然一時的な転用ですので、終わり次第、また農地に復元することが原則でございます。農地に復元されないということになると、違反転用の状態になりますので、事務局から指導を継続して行った上で、それでも是正されない場合は、最終的に原状回復命令という形で対処していくということになります。以上です。

○21 番 (中村委員) わかりました。

○議長 (川越正彦) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページから 13 ページの 282 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越正彦) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越正彦) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第 5 条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号 261 番、262 番、263 番につきましては、12 月 12 日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第 77 号非農地証明について、15 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 77 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について御説明いたします。

申請番号 27 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

また、申請番号 28 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

これらのことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、11 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 78 号農用地利用集積計画の決定について、16 ページから 111 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（石橋） 議案第 78 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、16 ページの番号 175 番から 83 ページの番号 305 番までの 131 件でございます。

利用権設定につきましては、84 ページの番号 657 番から 111 ページの番号 704 番までの 48 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 12 件、賃借権の再設定が 12 件、新規設定が 14 件となっております。

106 ページの番号 695 番から 111 ページの番号 704 番までの 10 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、112 ページから 117 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、112 ページの番号 705 番から 117 ページの番号 715 番までの 11 件でございます。

116 ページから 117 ページまでの番号 714 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が一時貸し付けをしている受人からの申出により、貸し付け終期を迎える前に時期を早めて売り渡すものであり、117 ページの番号 715 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸し付けが終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越正彦） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 79 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、118 ページから 132 ページまでを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 79 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程しております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が 8 件でございます。

現地調査は 11 月 27 日に地元農業委員の立ち会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討しましたが、いずれの案件もその基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課の農政企画課より説明がございます。

○農政企画課（椎葉） 議案第 79 号は、10 月に農業振興地域整備計画変更の要望がありました案件について、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

それでは、議案書の 118 ページをお開きください。

農用地区域の除外及び編入要望がありました 8 件の一覧となっております。

それでは、案件番号 1 番から御説明いたします。

変更内容は、露天資材置場の整備に伴う農用地区域からの除外要望です。申請者は、日南市を拠点に、保育園や小学校などの砂場の清掃、消毒、入れかえ業務を主に行っている法人の代表者であり、近年、宮崎市内からの業務依頼が多くなったことから、資材運搬のコスト縮減や業務の効率化を図るため、宮崎市内の資材置場整備の計画に至ったものです。変更要望地は阿波岐原町、詳細は、議案書 119、120 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 2 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設の整備に伴う農用地区域からの除外要望です。変更要

望地は既に原野化しており、平成 28 年度に農業委員会による非農地判断が一部なされた土地となっております。変更要望地は佐土原町下那珂、詳細は、議案書 121、122 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 3 番でございます。

変更内容は、公園及びドッグランの整備に伴う農用地区域からの除外要望です。要望者は、指定管理者として隣接する道の駅高岡の運営管理を行っている法人で、今回、利用者からの要望が多かった憩いの場、触れ合いの場として公園及びドッグランを併設することにより、利用客の増加と地域の活性化を図る計画となっております。変更要望地は高岡町花見、図面は、議案書 123、124 ページをごらんください。

続きまして、案件番号 4 番でございます。

変更内容は、一般個人住宅の建築に伴う農用地区域からの除外要望です。要望者は高岡町のアパートに居住する会社員で、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭になったこと、また両親の将来的な介護を考慮し、実家から近隣での住宅建築を計画したものです。変更要望地は高岡町花見、詳細は、議案書 125、126 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 5 番でございます。

変更内容は、一般個人住宅の建築に伴う農用地区域からの除外要望です。要望者は、高齢の母の介護を行うために県外から転居し、実家で同居していましたが、実家が手狭になったことから、近隣に住居を構える必要が生じ、その際、実家に隣接する既存の建物を改装し、居宅として利用する計画に至ったものです。変更要望地は田野町乙、詳細は、議案書 127、128 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 6 番でございます。

変更内容は、農用地区域への編入要望です。変更要望地は、南側と東側の一部が農用地区域に隣接しており、周辺農地と一体となった生産性の高い農地として利用していく計画となっております。変更要望地は田野町乙、図面は、議案書 127、128 ページをごらんください。

続きまして、案件番号 7 番でございます。

変更内容は、保育園園舎の建築に伴う農用地区域からの除外要望です。要望者は保

育園を運営している法人で、現園舎が築 40 年を経過していることに加え、園庭が狭く運動会等の開催に支障が生じていることから、園庭敷地を拡大するため園舎の建てかえを計画したものです。変更要望地は田野町乙、詳細は、議案書 129、130 ページの図面をごらんください。

最後に、案件番号 8 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設の建設に伴う農用地区域からの除外要望です。要望者が土地の有効利用を図るため、山林化していた変更要望地に既に太陽光発電施設を建設していたことが判明し、今回、始末書を添えて変更要望書の提出があったものです。変更要望地は清武町今泉、詳細は、議案書 131、132 ページの図面をごらんください。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見、御質疑等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） ないようですが、事務局から何かありませんか。

○事務局（稗苗） 事務局としては、「周辺農地に影響のないことを前提とする」旨、意見に付してはどうかと提案をさせていただきますが、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

全会一致、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第 68 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る専決処分の報告についてでござ

いまして、その数 6 件でございます。

報告第 69 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る専決処分の報告についてでございます。その数 17 件でございます。

報告第 70 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数 2 件でございます。

報告第 71 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数 30 件でございます。

報告第 72 号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数 2 件でございます。

報告第 73 号は、相続等による権利移動についてでございます。その数 11 件でございます。

なお、第 68 号、第 69 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 70 号、第 71 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川越正彦） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越正彦） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第 12 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 51 分閉会